

## 十日町市空き家バンク制度実施要綱

平成27年 6月12日  
十日町市告示第246号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き家等の有効活用を通して、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する十日町市空き家バンク制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として取得した市内の建物であって、現に居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその建物が立地する宅地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有権又は売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク制度 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、当該空き家等の情報を登録し、市への定住等を目的とする空き家の利用を希望する者に対して、市が情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク制度以外の制度による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家等の情報を登録しようとする所有者等は、十日町市空き家バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を審査し、適当であると認めるときは、空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。この場合において、空き家台帳への登録の有効期間（以下「物件登録期間」という。）は、登録の日から起算して2年とする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を十日町市空き家バンク（変更）登録通知書（様式第2号）により申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンク制度による活用が適当と認めるものは、当該空き家等の所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家台帳の内容の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「空き家登録者」

という。)は、登録した内容に変更があったときは、十日町市空き家バンク登録変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容等を確認し、空き家台帳を更新するものとする。

3 前項に規定する場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(物件登録期間の延長)

第6条 空き家登録者は、物件登録期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は、物件登録期間を延長することができる。この場合において、延長できる期間は、物件登録期間の満了日の翌日から起算して2年とし、延長の回数は制限しないものとする。

2 前項に規定する場合においては、第4条第1項の規定を準用する。この場合において、空き家登録者は、物件登録期間の満了日の10日前までに提出しなければならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第7条 市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 十日町市空き家バンク登録抹消申出書(様式第4号)の提出があったとき。

(2) 空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 空き家台帳に登録した内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家台帳に登録後、2年を経過したとき。ただし、空き家登録者から、前条の規定による物件登録期間の延長の申込みがあった場合は、この限りでない。

(5) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を十日町市空き家バンク登録抹消通知書(様式第5号)により空き家登録者に通知するものとする。

(空き家等の情報の公開)

第8条 市長は、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家等に関する情報を公開するものとする。ただし、空き家登録者が希望しない事項については、この限りでない。

(空き家等の利用の登録申込み等)

第9条 空き家台帳に登録された空き家等の情報の提供を受けようとする者は、十日町市空き家バンク利用者登録申込書(様式第6号)を市長に提出し、空き家バンク利用希望者台帳(以下「利用希望者台帳」という。)への登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を審査し、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、利

用希望者台帳に登録するものとする。この場合において、利用希望者台帳への登録の有効期間（以下「利用登録期間」という。）は、登録の日から起算して2年とする。

- (1) 空き家等に定住又は定期的に滞在し、経済、教育、文化、芸術活動等を通じて、地域の活性化に寄与ができる者又は市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協力して生活ができる者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

3 市長は、前項規定による登録をしたときは、その旨を十日町市空き家バンク利用者（変更）登録通知書（様式第7号）により申込みを行った者に通知するものとする。

（利用希望者台帳の内容の変更の届出）

第10条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、登録した内容に変更があったときは、十日町市空き家バンク利用者登録変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容等を確認し、利用希望者台帳を更新するものとする。

3 前項に規定する場合においては、前条第3項の規定を準用する。

（利用登録期間の延長）

第11条 利用登録者は、利用登録期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は、利用登録期間を延長することができる。この場合において、延長できる期間は利用登録期間の満了日の翌日から起算して2年とし、延長の回数は制限しないものとする。

2 前項に規定する場合においては、第9条第1項の規定を準用する。この場合において、利用登録者は、利用登録期間の満了日の10日前までに提出しなければならない。

（利用登録者の登録抹消）

第12条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 十日町市空き家バンク利用者登録抹消申出書（様式第9号）の提出があったとき。

(2) 利用登録者が第9条第2項各号に掲げる要件を欠くと認められるとき。

(3) 空き家等の利用を通して、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。

(4) 利用希望者台帳に登録した内容に虚偽があったとき。

(5) 利用希望者台帳に登録後、2年を経過したとき。ただし、利用登録者から、前条の規定による登録期間の延長の申込みがあった場合は、

この限りでない。

(6) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を十日町市空き家バンク利用者登録抹消通知書（様式第10号）により利用登録者に通知するものとする。

（情報の提供）

第13条 市長は、第8条の規定によるもののほか、必要に応じ、空き家登録者及び利用登録者に対し、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

（空き家登録者と利用登録者の交渉等）

第14条 市長は、空き家登録者及び利用登録者が行う空き家等に関する交渉及び契約について、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第15条 空き家登録者及び利用希望登録者並びに空き家台帳又は利用希望者台帳の登録情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家台帳及び利用希望者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

(2) 個人情報を市長の許諾なくして複製し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。